電動車いすのご利用にあたって

1．道路交通法の基準を満たした電動車いすは、歩行者として扱われます。

道路交通法において、電動車いすは歩行者として取り扱われます。
歩行者としての交通ルールを守って安全に走行してください。

[道路交通法]
（定義）
第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～十一の二（略）
十一の三　身体障害者用の車いす 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車いす（原動機を用いるものにあっては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。
十二～二十三（略）
２　（略）
３　この法律の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。
一　身体障害者用の車いす、歩行補助具等又は小児用の車を通行させている者
二　（略）
（通行区分）
第１０条　歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。
２　歩行者は、歩道等と道路の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、歩道等を通行しなければならない。
一　車道を横断するとき。
二　道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを得ないとき。
（横断の方法）
第１２条　歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。
２　歩行者は、交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができることとされている場合を除き、斜めに道
路を横断してはならない。
（横断の禁止の場所）
第１３条　歩行者は、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。ただし、横断歩道によつて道路を横断するとき、又は信号機の表示する信号若しくは警察官等の手信号等に従つて道路を横断するときは、この限りでない。
２　歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

《型式認定》

弊社の電動車いす･電動カートは国家公安委員会から型式認定を受けております(一部製品を除く)。

「TS マーク」は、道路交通法令などに定められている基準を満たし、国家公安委員会の型式認定を受けた場合に貼ることができる標章です。

◇基準適合 TS マーク
「電動車いす」「駆動補助機付自転車」「けん引用具」「停止表示板(灯)」「運転シミュレーター」等に貼ることができます。

2．オプション部品を取り付けるには警察への届出が必要な場合があります。

道路交通法に定められている電動車いすについて、ヘッドレスト、バスケット等を取り付けた大きさが全長 120cm、全幅 70cm、全高 109cm を超えるもの（付属品を取り付けた場合も含む）を使用する際は、警察署長が発行する「確認証」の交付を受け、その電動車いすを使用する際に「確認証」を携帯していただくことになります。

●罰則はあるの？
確認証の交付を受けずに、上記の基準を超える車いすを使用していても罰則はありませんが、道路交通上、安全に使用していただくために必ず「確認証」の交付を受けてください。

●確認証はどこでもらうの？
確認証の交付を受けるためには、所轄の警察署に「基準を超える電動車いすを使用することが身体的状況によりやむを得ない事」を記入した申請書、電動車いすの図面、医師または身体状況を判断できるものが作成した書面を提出する必要があります。
詳しくは所轄の警察署へお問い合わせください。

［道路交通法施行規則］
（原動機を用いる身体障害者用の車いすの基準）
第１条の４　法第２条第１項第１１号の３の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一　車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
イ　長さ　１２０センチメートル
ロ　幅　７０センチメートル
ハ　高さ　１０９センチメートル
二　車体の構造は、次に掲げるものであること。
イ　原動機として、電動機を用いること。
ロ　６キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
ハ　歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。
ニ　自動車又は原動機付自転車と外観を通じて明確に識別することができること。
２　前項第１号の規定は、身体の状態により同号に定める車体の大きさの基準に該当する車いすを用いることができない者が用いる車いすで、その大きさの車いすを用いることがやむを得ないことにつきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたものについては、適用しない。

様式第３

確　認　申　請　書

年　　月　　日

警察署長　殿

申請者　住所
　　　　氏名

道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０条）第１条の４第２項の規定により、同項の確認を申請します。

確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所
	氏名
利用者以外の者が申請する場合	（利用者との続柄）
理　由	
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称
	型式
	製品番号
	大きさ 長さ　センチメートル 幅　センチメートル 高さ　センチメートル

３．正しく安全にご利用ください。

高齢者による電動車いす利用の増加に伴い、電動車いす利用者が交通事故に巻き込まれる事故が増えています。
★「買物」「訪問」「通院」の際の事故が多くなっています。
★道路を横断するとき、車道へ乗り出すときの事故が多くなっています。
★その他、用水路への転落や踏切内での事故も起こっています。

●取扱説明書をよく読みよく理解し、正しく安全にご利用ください。
取扱説明書には、商品を安全にご使用いただくために必要な注意事項や正しい使用方法が記載されています。

●道路に乗り出す前に公園など安全な広い場所で周囲の安全を確認しながら十分練習をしましょう。
初めて道路に出るときは必ず介助者に同行してもらい、交通ルールや安全な走行順路を確認してください。

●踏み切り、川の端、手すりのない橋、交通量の激しい道路等はできるだけ避けて運転してください。
やむをえない場合は、介助者に付き添ってもらってください。
また、万一踏み切りなどで立ち往生した場合は、クラッチレバーを手動状態にし、手で押して脱出してください。

万一の場合のために、手押しの方法を本人はもとより介助者や家族、友人、知人にお伝えください。

●大きな交差点や踏切では、信号を一回待って横断してください。
途中で信号が変わると危険です。

●電動車いす･電動カートは電気製品です。

・絶対に水洗いしないでください。
・雨や雪の日にはご使用をお控えください。
・雨や水がかからないよう、屋根･囲いのあるところに保管してください。
　水がかかると、電気部品の故障やモーターの回転不良など故障の原因となります。

5．必ず“お客様登録”をしてください。

お客様登録証

安全運転確認記録表

　昨今メーカーには､販売業者のご協力を得てご利用者の連絡先を把握し、点検期間になったらメーカーがご利用者に通知し、ご希望があれば点検および修理を実施することが求められています。

　弊社では、製品出荷時にお客様登録証をお付けしています。必要事項をご記入のうえご返送いただきましたら、登録させていただきます。登録済みのお客様へは、点検時期等のお知らせをさせていただきます。

　また、電動車いす･電動カートにつきましては､｢安全運転確認記録表｣を出荷時にお付けしています｡納品時に販売業者様にてご確認のうえこの記録を弊社にご連絡いただくことでお客様登録とさせていただいております。

　お客様登録をしていただかないと、保証対象外となります。また、さまざまなご案内ができません。必ず登録してくださいますようお願いいたします。

6．万一のために保険をご用意しております。

　万一の事故に際し、ご負担を軽くする保険をご用意しております。是非ご活用ください。

●死亡･後遺障害保険

　搭乗中のケガによる死亡、後遺障害が補償される傷害保険をサービスでお付けします。保険期間はご加入の連絡をいただいた翌日より２年間です。
　保険期間満了後のご契約についてはご利用者様のご負担となります。
　※詳しくは弊社までお問い合わせください。

●電動車いす＆電動カート保険

　車体の保険(動産総合保険)･賠償の保険(賠償責任保険特約)･ケガの保険(普通傷害保険)をセットにした任意でご加入いただく保険です。車種により加入タイプが決まっており、保険料は加入タイプや保険期間によって異なります。
　※詳しくは弊社までお問い合わせください。

カワムラサイクルの電動車いす、電動カートをご購入の皆様へ　新規用

カワムラサイクル
電動車いす＆電動カート保険

このたびはカワムラサイクルの電動車いす、電動カートをご購入いただき、誠にありがとうございます。　皆様の安全運転のお供に、「電動車いす＆電動カート保険」をご用意しております。万一の事故に際し、ご負担を軽くする保険です。
是非ともご加入下さいますよう、ご案内申し上げます。

電動車いす、電動カートは道路交通法上、歩行者扱いとなります。万一の場合にそなえて、この保険へのご加入をお勧めします。

《こんな場合に保険金が支払われます。》

車体の保険　【動産総合保険】

賠償の保険　【賠償責任保険特約】

ケガの保険　【普通傷害保険】

電動車いす＆電動カート保険パンフレット